

平成31年4月利用分から

公共施設の使用料等が変わります

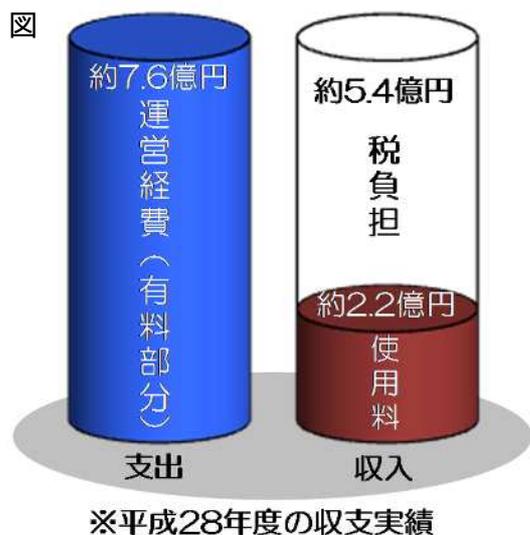
公共施設の使用料は、管理運営コストに応じた負担をお願いするため、5年ごとに見直しを行っています。見直しにあたっては、公共施設の設置目的などを考慮し利用者の負担割合を決定しています。

公共施設の使用料等を変更する理由

公共施設の管理運営に係る経費は、施設を利用される方の使用料収入でまかなうことができず、市民の皆さまの税金を投入し運営しています[右図参照]。

今後は、高齢化の進展により医療や介護など社会保障関係の経費が増大し、これまでのように税金を投入することが難しくなることが予想されます。

将来を見据え、安定した行政サービスを提供するために、平成31年4月利用分から公共施設の使用料を値上げします（一部を除く）。皆さまのご理解をお願いします。



(1) 平成31年4月利用分からの変更点

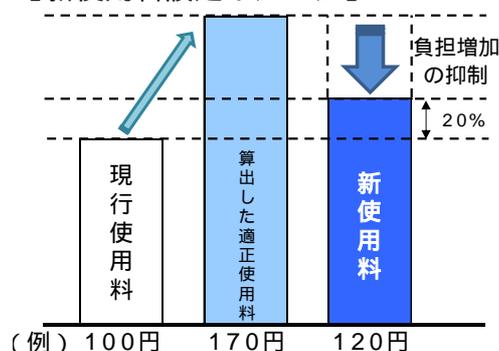
公共施設の使用料の改定

公共施設の使用料を値上げします（一部を除く）。利用者の大幅な負担増加を抑制するために使用料の値上げ幅は原則20%を上限としますが、一部の施設は上限を上回ります。詳細については施設管理者までお尋ねください。

照明・冷暖房料金の減免の見直し

公共施設の使用により発生する照明・冷暖房の料金の減免を見直し、原則として施設利用者に負担していただきます。

【新使用料設定イメージ】



(2) 対象施設一覧

宗像ユリックス	メイトム宗像	各地区コミュニティ・センター	男女共同参画推進センター
大島福祉センター	正助ふるさと村	大島観光休憩所	陶芸施設
宗像市民体育館	玄海B&G海洋センター	宗像勤労者体育センター	大島運動場
宗像市運動広場	学校開放施設	有料公園施設*1	弓道場

*1：有料公園施設には、野球場・テニスコート・ゲートボール場・ふれあいの森総合公園などを含む

問い合わせ先：宗像市経営企画課（TEL：0940-36-1192）